

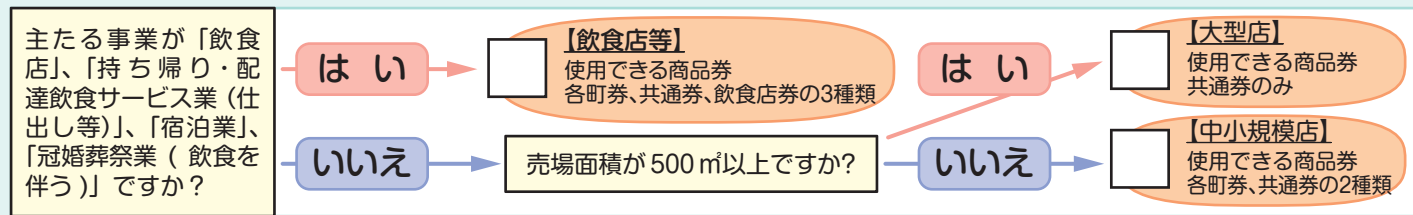
令和3年度 消費喚起・事業者応援事業たむらスマイル商品券 取扱店登録申込書

取扱店募集要項に同意のうえ、取扱店の登録を申し込みます。

また、申込者が暴力団等の反社会的勢力と関わりがあり非難されるべき関係があることが判明した場合、または商品券の取扱いにおいて不正が発覚した場合は、登録が取り消されることに同意します。

令和3年 月 日

今回のたむらスマイル商品券では業種、売場面積により「大型店」、「中小規模店」、「飲食店等」の3区分に分けて登録を行います。それぞれの区分で取り扱える商品券が異なります。下記のフローチャートにお答えいただき、対象となる区分に○をつけてください。虚偽のお申込みが発覚した場合、取扱店登録を取り消す場合がございます。



店舗所在地区	店舗、事業所が所在する地区に○をつけてください。 <input type="checkbox"/> 滝根町 <input type="checkbox"/> 大越町 <input type="checkbox"/> 都路町 <input type="checkbox"/> 常葉町 <input type="checkbox"/> 船引町				
店舗名・屋号	チラシ等へ記載する店舗名を記入してください。				
店舗所在地	〒 ー 田村市				
法人名・代表者名	法人名もしくは個人事業主の方は代表者名をご記入ください。押印は不要です。				
電話番号			FAX番号		
担当者名			担当者 役職・部署		

※ご記入いただいた事業所情報は、本事業の目的以外では使用しません。

消費喚起・事業者応援事業たむらスマイル商品券 取扱店募集要項

◆商品券の発行概要

- ▶ 名称 消費喚起・事業者応援たむらスマイル商品券（以下、「商品券」）
- ▶ 発行者 田村市
- ▶ 関係団体 ● 取扱事業所受付・商品券引換 田村市内各商工会
- ▶ 予定部数 1,000円券 × 5枚
500円券 × 4枚綴り 60,000冊
※市内共通券 1,000円2枚
各町商品券 1,000円3枚
飲食店券 500円4枚
- ▶ 販売価格 5,000円（販売上限1人10冊まで）
- ▶ 利用期間 10月1日～令和4年1月31日
- ▶ 引換期間 9月下旬の7日間（土日を含む）
- ▶ 引換場所 住所登録地の商工会
滝根町：滝根町商工会
大越町：大越町商工会
都路町：都路町商工会
常葉町：常葉町商工会
船引町：船引町商工会
- ▶ 利用対象者 7月20日現在の田村市住民
※田村市に住民票がある方のみ

◆取扱店の資格

- 田村市内で事業を行う商工業者、登録区分は以下のとおりです。
- ・大型店：売場面積500㎡以上の店舗
取り扱いは「共通券」のみ
 - ・中小規模店：売場面積500㎡未満の店舗
取り扱いは「各町券」、「共通券」のみ
 - ・飲食店等：売場面積に関係なく、主たる事業が飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業（仕出し業）、宿泊業、冠婚葬祭業の店舗
取り扱いは「各町券」、「共通券」、「飲食店券」

※風俗営業者、本事業の趣旨に沿わない業種および反社会的勢力との関係が認められる者を除く

◆取扱店登録手続

- 申込書へ必要事項を記入のうえ、営業地区商工会にFAXもしくはご持参にてお申込みください。申込先については下記をご覧ください。
※お申込みは営業所毎に所在地区商工会へ登録手続を行ってください。
※FAXでお申込みの際は事故防止のため電話連絡も合わせてお願いいたします。

◆第1回取扱店登録期間

- 7月21日（水）から7月28日（水）まで
午前9時から午後4時まで
※土日および祝祭日もFAXでのお申込みは可能です。

◆取扱店登録確定通知

- 登録期間終了後、取扱店証、取扱店ステッカー、取扱に関するマニュアル、換金に係る各書類を送付します。

◆商品券を利用できないもの

- ▶ 電気・ガス・水道代などの光熱水費（使用料金）の支払い
- ▶ 国や地方公共団体への支払い並びに公共料金の支払い
- ▶ 有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、キャッシュレス決済チャージ、定期券等の換金性の高いものの購入
- ▶ たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ▶ 事業所が事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入
- ▶ 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に係る支払い

◆商品券取扱上の注意

- ▶ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ▶ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務に規定する営業に関する支払い
- ▶ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ▶ 商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出さない
- ▶ 利用期限を過ぎた商品券は受け取らない
- ▶ 商品券を受け取った後に裏面の記載欄に取扱事業者名を記入する（ゴム印可）
- ▶ すでに裏面に取扱店名が記入・押印されている商品券は受け取らない
- ▶ 紙質が違う、色合いが明らかに違うなど偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、速やかに田村市役所商工課または商工会へ報告する
- ▶ 商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱事業者の責務とする

◆使用済み商品券の換金

- ▶ 平成31年度の換金方法を基準に現在調整中です
- ▶ 詳細は、登録店確定通知にてお知らせいたします



7月28日（水）までに、事業所が所在する市内各商工会へFAXまたは持参によりお申し込みください。

申込先

◆滝根町商工会 TEL 0247-78-2033
FAX 0247-78-3116
〒963-3602 滝根町神俣字梵天川 398

◆常葉町商工会 TEL 0247-77-2019
FAX 0247-77-4070
〒963-4602 常葉町常葉字上町 62-3

◆大越町商工会 TEL 0247-79-2555
FAX 0247-61-5004
〒963-4111 大越町上大越字元池 197-1

◆船引町商工会 TEL 0247-82-4264
FAX 0247-82-0296
〒963-4312 船引町船引字上中田 17-1

◆都路町商工会 TEL 0247-75-2497
FAX 0247-75-2883
〒963-4701 都路町古道字戸屋 70